

議案第 4 2 号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について
上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 1 5 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 3 項の規定に基づく東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議については、別紙のとおりとする。

（提案理由）

保険料の負担軽減対策として、区市町村が東京都後期高齢者医療広域連合に対して行っている経費の負担措置を平成 2 4 年度及び平成 2 5 年度についても引き続き講ずることに伴い、同広域連合規約の変更に係る協議をする必要がある。